勧告書の手交にあたって

委員長談話(令和6年9月20日)

本委員会は、公正中立な第三者機関として、人事院、北海道人事委員会等と共同で、 市内民間事業所の給与等の実態について、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 778 事業所から層化無作為抽出した 156 事業所を対象として調査を実施したと ころであります。

調査により得られたデータを基に公民給与を比較した結果、月例給については民間給与が職員給与を 2.86%、10,133 円上回っていること、特別給については民間の年間支給割合が職員の平均年間支給月数を 0.09 月上回っていることなどが認められました。

これらの状況を踏まえ、月例給については、公民較差の結果などから、行政職給料表において、若年層に重点を置いた給料月額の引上げを勧告するほか、医師職を支給対象とする初任給調整手当の限度額及び寒冷地手当額の引上げについても勧告いたします。

次に、特別給についてですが、民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当 を 0.10 月分引き上げるよう勧告いたします。

これらの勧告が実施されることにより、給料月額、期末・勤勉手当ともに3年連続の 引上げとなり、職員の年間給与についても3年連続の増加となります。

このことは、社会経済情勢の変化に伴い、行政課題が複雑・多様化していく中で、日々の職務に精励している職員にとって、より一層の士気高揚につながることと思います。

加えて、本年、人事院が人材確保への対応や組織パフォーマンスの向上等を目的として勧告したいわゆる「給与制度のアップデート」の内容などを勘案し、本市においても、 人事院勧告の内容を踏まえた見直し及び検討を行うよう報告・勧告しております。

まず行政職給料表については、人事院勧告と同様に初任給水準の引上げを本年先行して実施するよう勧告しております。

次に、諸手当のうち、札幌市内に勤務する職員の地域手当を3%から4%に引き上げるほか、扶養手当について、全国的な社会の変化や人事院勧告の見直し内容及び本市における少子化の状況などを総合的に勘案し、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額を引き上げることなどについても勧告いたします。

なお、これらの措置については、見直しに伴う所要の経過措置等を講ずるよう併せて 勧告いたします。 本委員会といたしましては、全ての職員が、自らに与えられた使命を十分認識し、誇りとやりがいを持って、職務にまい進されることを期待するところであります。

市議会及び市長におかれましては、人事委員会による勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告の意義と、市政各分野において、多くの職員が市民生活を支えていることについて深いご理解を賜りたいと存じます。